## 公益財団法人日本住宅総合センター 評議員の報酬並びに費用支払に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人日本住宅総合センター(以下「この法人」という。)定款 第16条第3項に基づき、評議員の報酬並びに費用支払に関し必要な事項を定めることを 目的とする。

(報酬)

第2条 この規程において、報酬とは公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であ って、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給及びその額)

- 第3条 この法人は、評議員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。
- 2 評議員には、評議員会の出席謝金として、1回につき、25,000円を支給する。 (費用)
- 第4条 この規程において、費用とは評議員がその職務遂行に当たって負担した交通費、旅費 (宿泊費を含む。)及び手数料等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。 (費用の支給及びその額)
- 第5条 この法人は、評議員がその職務遂行に当たって負担した費用については、これを請求 のあった日から遅滞なく支払うものとする。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附則 この規程は、公益財団法人への移行登記の日[平成25年4月1日]から実施する。